

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度（以下「取組宣言制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

食の安全を確保するには、食品関連事業者自らが食品の安全性の確保について第一義的に責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じることが重要である。

このため、農産物直売所（以下「直売所」という。）の管理者（当該直売所で販売される農産物の安全管理に責任を有する者をいう。以下同じ。）が、農産物の安全性を確保するために実施する自主管理の取組内容を宣言し、これを知事が申出に基づき認証する取組宣言制度を設け、自主管理の実践支援及び消費者に対するこれらの取組周知を行うことで、直売所の自主管理体制の確立及び関係者の信頼関係の確立を図り、もって直売所における農産物の安全・安心を確保することを目的とする。

第3 直売所の定義

複数の生産者が自ら生産した農産物を出荷して組織的に共同で販売する施設をいう。
なお、スーパーや百貨店等、既存の店舗内に設けられるインショップ及び果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されるものを含む。ただし、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除く。

第4 宣言の対象施設

宣言の対象となる施設は、県内に所在する直売所とする。

第5 宣言認証の要件

宣言の認証を受けるためには、宣言に次の内容を全て含むこととする。

(1) 出荷者への農薬適正使用周知

農産物出荷者に対して、年に1回以上、講習会を開催し、農薬適正使用の周知徹底を図る。

(2) G A P の実践

農産物出荷者に対して、出荷前に安全確認チェックリストを提出させるなど、農業生産工程管理を実践する。

(3) 農薬指導士の設置

大分県農薬指導士の資格を有するものを設置し、出荷者に対して、適正な農薬使用について助言・指導を行う体制を確保する。

(4) 残留農薬検査の実施

出荷前に残留農薬検査を実施し、農産物の安全確認を行う。

第6 宣言に関する申出書の提出

宣言をしようとする直売所の管理者は、別記様式1により、知事に申出書を提出するものとする。

第7 宣言書の交付

知事が認証に適すると決定した場合、当該申出者に対して、宣言書（別紙1）を交付する。

第8 宣言者への支援

知事は、宣言の認証を受けた者（以下「宣言者」という。）に対し、取組宣言制度のPR及び宣言内容の実践に向けた支援を行うものとする。

第9 宣言者の取組

- (1) 宣言者は、自ら宣言した取組を実践することに努めるものとする。
- (2) 宣言者は、取組宣言制度の考え方や取組を広げるため、取組宣言制度の積極的なPRに努めるものとする。

第10 宣言内容等の表示

宣言者は、当該直売所が取組宣言制度の認証を受けていることを、宣伝用資材等の印刷物、ウェブサイト等に表示できるものとする。ただし、農産物や、農産物が収納された資材への表示等、農産物の認証と誤解されるおそれがある表示はしてはならない。

第11 情報の公開

宣言のあった直売所名、所在地を県ホームページに公開する。

第12 認証の有効期間

認証有効期間は、認証の日から当該日の属する年の翌年の5月31日までとする。
ただし、第14に定める宣言認証解除の申出がない場合及び第15に定める宣言認証の取消に該当しないときは、有効期間を1年間更新することとし、その後も同様とする。

第13 申出内容の変更

- (1) 宣言者は、次の場合には、宣言書を添付し申出書を再提出するものとする。
 - ①取組宣言内容に変更があった場合
 - ②管理者が変更になった場合。なお、法人や生産者組織の代表者が変更した場合については、該当しない。
- (2) 知事は、宣言書の記載内容に変更があった場合、記載内容を変更し発行する。

第14 宣言認証解除の申出

宣言者は、認証継続の意思を失ったときは、速やかに宣言認証解除申出書（別記様式2）を知事に提出し、併せて宣言書を知事に返却しなければならない。

第15 宣言認証の取消

- (1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、宣言を取り消すことができる。
- ① 宣言した内容の取組が実践されておらず、実践される見込みもないと認められたとき
 - ② 第16に定める実施状況の報告をしなかった場合。
 - ③ 出荷者が農薬取締法に違反し行政処分を受けるなど、当該直売所の安全管理体制に不備があると認められたとき。
 - ④ その他、当該実施要領に定めた事項に従わないとき。
- (2) 認証を取り消されたとき、当該直売所管理者は速やかに宣言書を知事に返却しなければならない。
- (3) 宣言認証の取消を通知した日から1年間、当該直売所管理者の宣言認証は行わないこととする。

第16 実施状況報告

宣言者は、毎年度4月末日までに、前年度の実施状況を別記様式3により報告しなければならない。ただし、前年度において、認証を受けてからの期間が三ヶ月未満である場合は、この限りでない。

第17 事務

取組宣言制度に関する事務は、大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班が行う。

第18 その他

この要領に定めるものその他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年7月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度取組分から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

別記様式1（要領第6関係）

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言申出書
(新規・変更)

年　月　日

大分県知事 殿

(申出者) 組織・団体名：

代表者の職及び氏名：

住所：〒 —

電話番号：—

メールアドレス：

認証番号（変更のみ）：

県のホームページ掲載への同意について

- 「農産物直売所の情報」及び「取組宣言の内容」の掲載に同意します。
 「農産物直売所の情報」のみの掲載に同意します。

安全・安心な農産物を消費者に届けるため、農産物直売所において、下記の自主的な取組を実践することを宣言します。

記

1 農産物直売所の情報

名称	
所在地	〒 —
消費者へのメッセージ	
その他掲載希望 (連絡先、写真等)	

※写真掲載希望の場合は電子データを別途送付すること。

2 取組宣言の内容

取組宣言の項目	実施内容
出荷者への農薬適正使用周知	<input type="checkbox"/> 農薬適正使用に関する講習会を開催します。 <input type="checkbox"/> 講習会欠席者に対し、農薬適正使用に関するパンフレットを配布し周知します。 <input type="checkbox"/> その他
G A P の実践	<input type="checkbox"/> 安全確認チェックリストを使用し、生産工程の管理を行います。 <input type="checkbox"/> その他
農薬指導士の設置	<input type="checkbox"/> 農薬指導士を設置します。 有資格者の氏名： 認 証 番 号： <input type="checkbox"/> 直近に開催される農薬指導士認定研修・試験を受験します。 受講予定者の氏名： <input type="checkbox"/> その他
残留農薬検査の実施	<input type="checkbox"/> 出荷前に残留農薬検査を実施し、農産物の安全確認を行います。 検査時期： 検査サンプル数： <input type="checkbox"/> その他
その他農産物の安全管理に関する取組	

別記様式2（要領第14関係）

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言認証解除申出書

年　月　日

大分県知事 殿

(申出者) 組織・団体名：

代表者の職及び氏名：

住 所：〒 —

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度実施要領第14の規定に基づき、下記のとおり認証の解除を申出ます。

記

1. 直売所の名称

2. 認証番号

3. 認証解除の理由

添付書類：宣言書

別記様式3（要領第16関係）

年度農産物「安心おおいた直売所」取組宣言実施状況報告書

年　月　日

大分県知事　　殿

(報告者)　組織・団体名：

代表者の職及び氏名：

住 所：〒　　—

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度実施要領第16の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 取組を実践した農産物直売所の情報

名称	
認証番号	
生産者の数	人（年　月現在）

2 実施状況

※宣言をしている取組項目にチェックを入れ、その具体的な実施状況を記載すること。

※認証後1年に満たない場合は、その間実施した内容又は実施予定内容を記載すること。

取組宣言の項目	実施状況
出荷者への農薬適正使用周知	<input type="checkbox"/> 農薬適正使用に関する講習会を開催しました。 開催日時： 開催場所： 参加人数： <input type="checkbox"/> 講習会欠席者に対し、農薬適正使用に関するパンフレットを配布し周知しました。 配布時期： 配布部数： ※可能であれば、配布したパンフレットを添付すること。 <input type="checkbox"/> その他（具体的な取組結果を記載）

取組宣言の項目	実施状況
G A P の実践	<input type="checkbox"/> 安全確認チェックリストを使用し、生産工程の管理を行いました。 チェックリスト回収数： <input type="checkbox"/> その他（具体的な取組結果を記載）
農薬指導士の設置	<input type="checkbox"/> 農薬指導士の設置 有資格者の氏名： 認証番号： <input type="checkbox"/> その他
残留農薬検査の実施	<input type="checkbox"/> 出荷前に残留農薬検査を実施し、農産物の安全確認を行いました。 ※検査成績書の写しを添付 <input type="checkbox"/> その他
その他農産物の安全管理に関する取組	

3 来年度の取組に向けた改善事項

※実践できなかった項目がある場合は、必ず具体的な改善内容を記載すること。

農産物 “安心おおいた直売所” 取組宣言書

直売所名：

安全・安心な農産物を販売するため、以下の実践を宣言します。

1. 出荷者への農薬適正使用周知
2. 安全確認チェックの実施
3. 農薬指導士の設置
4. 残留農薬検査の実施



宣言者：

上記の者は、農産物「安心おおいた」直売所取組宣言者であることを証します。

年 月 日

大分県知事

有効期限： 年 月 日